

2023 年度防災管理者等研修会(第 2 回)  
2023 年度コンビナート事業所保安対策推進連絡会 (第 2 回)  
「行政からの連絡事項」

2024 年 3 月

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

❖はじめに❖

「防災管理者研修会」は、石災法の特定事業所を対象としたもので、石油コンビナート区域における防災体制の一層の充実を図るため、県が石油コンビナート等防災計画に基づき行っています。また、「コンビナート事業所保安対策推進連絡会（コンビ連絡会）」では、高圧法の特定製造事業所の保安対策に資するよう、県から法令改正や事故予防対策に関する情報提供を行っています。各年度に 2 回（7 月・3 月）\*行っていますが、平成 22 年（2010 年）からは、出席者や議題内容の一部が重複することから、併せて行っています。

\* 7 月は講演、3 月は県ホームページの情報提供（2022 年度から）

❖連絡事項❖

- 1 2023 年度 石油コンビナート等防災本部訓練の結果について【共通】（資料 1）
- 2 2023 年度 神奈川県石油コンビナート等防災計画に係る予防対策取組状況調査の結果について【防災管理者等研修会】（資料 2）
- 3 異常現象及び高圧ガス事故等について【共通】（資料 3）
- 4 高圧ガス保安法関係の法令改正等について【コンビ連絡会】（資料 4）

資料中の略語

石災法：石油コンビナート等災害防止法

高圧法：高圧ガス保安法

コンビ則：コンビナート等保安規則

## 1 2023年度 石油コンビナート等防災本部訓練の結果について【共通】（資料1）

石油コンビナート等特別防災区域での災害発生時に、特定事業所の被害状況を関係機関が迅速に把握・共有する体制を維持するため、FAX等による「情報受伝達訓練」を行いました。（2023年8月21日実施）その結果、78の特定事業所が参加しましたが、そのうち7事業所からの報告がありませんでした。

報告がなかった理由としては、「県からのメールを確認していない」、「失念していた」との事でした。実災害時は、訓練のように県からの災害発生の場合はないため、自発的な災害情報の収集及び被害状況報告を適切に行えるよう「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」により、各自対応を改めて確認いただくようよろしくお願いいたします。

また、石油コンビナート等特別防災区域における災害発生直後の初動対応の習得・習熟及び 関係各機関同士の連携を維持するため、災害対策本部を主体とした情報の受伝達等、各機関の主な活動内容について、オープンシナリオ・机上訓練形式の「合同図上訓練」を実施し、関係機関から計55人の参加がありました。（2023年11月10日実施）

訓練の成果としては、「災害発生時の各機関の対応を確認できた。」「発災からの報告の流れや必要な情報を集めて確認することができた。」「計画、マニュアル、手順等の見直し、再確認ができた。」などがありました。一方課題としては、「実災害の対応に近づけるため、ブラインド型訓練を検討してはどうか。」「訓練内では避難指示を出すか検討することになるが、もう少し避難指示の判断材料となる情報をシナリオに盛り込んでほしい。」といった意見がありました。

本県では、有事に備えて行っているこれらの訓練結果を踏まえながら改善を行い、訓練の充実を図っていくこととしています。各事業所においても、必要な情報を迅速かつ的確に行政機関へ提供できるような体制作りを引き続きよろしくお願いいたします。

## 2 2023年度 神奈川県石油コンビナート等防災計画に係る予防対策取組状況調査の結果について【防災管理者等研修会】（資料2）

2015年に「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の修正を行った際、特定事業所や関係行政機関の予防対策等を充実させ、更に充実させた予防対策等の取組状況を把握するため、2016年度から本調査を開始しています。

2021年度からは確認事項を絞った聞き取り及び現地調査としており、今年度は緊急移送設備の現況（除害設備の耐震検証）について調査を行いました。（2024年1月中旬に実施）また、その結果については資料2のとおりです。

次年度以降も、取組状況調査の結果を踏まえて、必要な現地調査を行うこととしています。アンケート結果によっては、複数年連続で現地調査を行う事業所もありますが、引き続き本調査へのご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 3 異常現象及び高圧ガス事故等について【共通】（資料3）

石油コンビナート地域における異常現象及び高圧ガス事故等について、県に通報等連絡のあったものを発生件数として取りまとめています（p2～）。2023年は異常現象が102

件、高圧ガス事故等が 42 件でした（速報値）。直近 5 年では、異常現象は増加し、高圧ガス事故等はやや増加から横ばいとなっています。2023 年の高圧ガス事故等を事象別で整理すると、9 割以上が噴出・漏洩で、出火・火災、爆発、破裂・破損が 1～2 件でした。噴出・漏洩の原因は腐食管理不良によるものが多く、出火・火災、爆発、破裂・破損は施工管理不良や設計・制作不良といったハード面の原因が主でした。一方、点検不良、操作基準等の不備、誤操作・誤判断といった、人的原因によるものも発生しています。各事業所におかれては、設備の経年劣化によるリスクの再評価等適切な設備管理の見直し、保安教育・訓練や手順書の見直しといったソフト面の対策について、必要な強化を検討・実施いただき、一層の事故等未然防止に努めてくださるようお願いいたします。

※ 県の外面腐食検査に係る技術資料をホームページで公開しています（近日改訂版を公開予定）。設備管理の検討にご活用ください。

高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料について（県ホームページ）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/ent/f5050/p15051.html>

また、いわゆる「スマート保安」により保安力を高めることが期待されており、経済産業省ホームページで積極的に情報提供を行っています。本県はドローン利活用事例をホームページで紹介していますので、設備のメンテナンス等において「スマート保安」導入を検討される際に参考としてください。

スマート保安（経済産業省ホームページ）

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/smart\\_industrial\\_safety/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/smart_industrial_safety/index.html)

先進技術を活用したプラント保安の推進（県ホームページ）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/kouatukonnbi/documents/smarthoan.html>

また、近年、特定製造事業所において、異常現象と高圧ガス事故等について正しい理解がなかったことから、必要な届出・報告がされていない高圧ガス事故等が確認されています。各事業所におかれては、異常現象と高圧ガス事故等について、どのような違いがあり、現場においてはどのような対応が必要か、改めて整理いただき、事故等発生時に適切な措置が講じられるようお願いいたします。

#### 4 高圧ガス保安法関係の法令改正等について【コンビ連絡会】（資料 4）

##### （1）最近の法令改正の動向等

###### ア 改正高圧法の施行（2023 年 12 月 21 日）

新認定制度の創設等を規定した高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（2022 年 6 月 22 日公布）が 2023 年 12 月 21 日に施行されました。

###### ① 新たな認定制度の創設

テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できると認められた事業

者について、安全確保を前提に、事業者の保安力に応じた規制体制へ移行する制度であり、本認定取得により、連続運転が可能、事業所自らによる保安検査・完成検査の実施が可能、変更許可不要な工事の範囲拡大、行政手続きの簡素化といった特例措置が適用されます。

認定に係る詳しい内容は経済産業省ホームページに掲載されています。

認定高度保安実施者制度について（経済産業省ホームページ）

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/hipregas/sinnintei/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/sinnintei/index.html)

※ 認定制度の創設に併せて、軽微な変更の工事の対象拡大・明確化の整備がされ、コンビ則等省令や関係通達の改正が行われました。各特定製造事業所におかれは、当該変更内容を踏まえ、今後計画する製造施設等の変更工事に関する許可・届出等手続き要否の確認をお願いします。

## ② 燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の適用除外

高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される燃料電池自動車等について、安全保全確保を前提に、高圧ガス保安法の適用を除外し、道路運送車両法に一元化されました。

## イ 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）（一般則・液石則）の見直し（一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部の改正）（2024年3月 公布・施行予定）※2023年12月25日～2024年1月29日パブリックコメント

2022年9月の愛知県で発生した高圧ガス容器の移動中の事故等を受け、移動に係る基準について明確化・充足化の改正がされました。この改正基準では、充填容器等の荷崩れ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止する措置についてより具体的に示されています。

各事業所におかれは、高圧ガスの移動時の危険性を改めて再認識するとともに、場内出入り業者・協力会社への教育等を実施し、各主体における高圧ガスの安全な取り扱いにご協力をお願いします。

なお、当該基準以外にも一部内容の改正がされていますので併せてご確認くださいようお願いします。

## ウ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）制定・施行の見通し

（2024年2月13日 閣議決定※2024年中に施行予定）

本法では、低炭素水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者等の認定計画に基づく設備等の高圧法の適用について、一定期間、都道府県知事に代わり経産省大臣が一元的に許可や検査等を行う特例が規定されています。

## (2) 高圧ガス保安法の製造施設等に係る変更工事の手続きについて

製造施設等の変更の内容により必要な法手続きの判断について、次のア及びイの内容に留意くださるようお願いいたします。

### ア 県の軽微な変更の工事等に係る「取替え」の解釈・運用の改訂

(2023年11月24日 各特定製造事業所あて通知)

設備の部品の取替えの扱いを整理し、県の「令和2年取替え通知」の内容を改訂しました。

### イ 改正コンビ則の軽微な変更の工事の対象 (2023年12月21日施行)

(1) アにあるとおり、改正高圧法の施行に伴いコンビ則第14条を含む軽微な変更の工事の関係政省令等の内容が改正されました。

#### ○ 対象に追加されたもの (1号の2、1号の3、4号の2)

これまで通知\*により示されていた内容を追加 (特定設備の部品の取替え (保安上特段の支障がないものと認められたものへの取替えに限る) など)

#### ○ 対象拡大となったもの (7号ニ、8号ロ)

継手の変更の工事及び当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去

※ 継手は、フランジ継手に限らないこととなった

☐ 改正法施行に伴い、県ホームページに掲載中の『コンビナート事業所用高圧ガス保安法関係申請手続・検査受検の手引き』を2024年2月15日付で改訂  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/kouatukonnbi/kombitebiki.html>

## (3) 高圧法に基づく立入検査の実施について

今年度第1回(7月)でお知らせしたとおり、高圧法による立入検査を次のとおり実施しています。

対象：特定製造事業所 (全事業所※2024年度当初に稼働している事業所)

内容：県内の認定事業所において重大な法令違反、管理体制の不備による認定取消事案を受け、同様の法令違反等の再発を防ぐ観点から、各事業所の保安管理の実態を確認し、その結果を各事業所にフィードバックすることを目的として実施する。「事前調査」と「現地調査」を行うこととし、各事業所における現地調査では、事前調査で回答された内容の運用状況を、規程内容の具体や実績記録から確認する。

期間：①事前調査 (2023年11月2日～12月1日)：調査票の提出

②現地調査 (2024年1月～9月)：各事業所における書面確認・聴取

※ ②現地調査が未了の事業所は、今後当課から実施日の連絡・調整を電子メールにより行います。引き続き、円滑な調査の実施にご協力をお願いします。

#### (4) その他

##### ア 手数料の電子納付の手続きについて

県知事あて保安検査申請や変更許可申請等に係る手数料を電子納付する場合について、次の県ホームページでご案内しています。

※ 電子納付の詳細な内容は県ホームページをご確認ください。

なお、電子納付をご希望の場合は、収入証紙の場合と手続きの流れが異なるため、必ず担当窓口に事前相談をお願いします。

##### イ 令和6年度年間計画の提出について

消防保安課では毎年、高圧ガス特定製造事業所の保安検査計画や施設稼働計画などを把握し、許認可、検査、保安指導等の参考とするため、年間計画を提出いただいています。

2024年3月8日に、電子メールにより表題を「高圧ガス施設の定期修理等に係る年間計画報告書の提出について（依頼）」として依頼していますので、送付した様式に記入いただいた上、3月29日（金）までに電子メールで消防保安課まで提出いただくようお願いいたします。

#### ❖おわりに❖

##### 1 今回の内容に関する質疑について【共通】

次のとおり電子メール等によりお送りください。

なお、質疑応答の内容によっては全事業者様あて共有させていただく場合がありますことをご了解ください。

・「4（2）高圧ガス保安法の製造施設等に係る変更工事の手続きについて」に関する質疑は、質問票を電子メールでお送りください。

※ 電子メールの件名「(事業所名) 2023年度第2回に関する質問 4（2）」

いただいた質疑に対しては、個別回答のほか、必要に応じて県ホームページや次回以降のコンビ連絡会における情報提供を予定しています。

・4（2）以外の内容に関する質疑は、電話・電子メールにてお受けいたします。

※ 電子メールの件名「(事業所名) 2023年度第2回に関する質問 4（2）以外」

##### 2 次回の開催について【共通】

- ・ 2024年度第1回を7月下旬に講演（対面）形式により開催予定です。
- ・ 開催案内等は、電子メールにより前回ご連絡したアドレスまたは現況調査等で把握したアドレスあてお送りします。

【お願い】 次回開催案内等を確実に送るため、ご担当者様の変更等について、随時、電子メール等によりご一報ください。その際には、高圧法担当/石

災法担当のご連絡もお願いいたします。

質疑・連絡先変更のご連絡

連絡先：消防保安課高圧ガス・コンビナートグループ

電子メール：[kombinat.hn@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:kombinat.hn@pref.kanagawa.lg.jp)

電話：045-210-3479（直通）